令和７年第３回三笠市議会定例会

令和７年９月１１日（第２日目）

○議事次第（第２号）

１　開議宣告

２　議　　事

３　散会宣告

○議事日程

日程第　１	一般質問
日程第　２	議案第５０号から議案第５７号までについて（総合常任委員会付託）
日程第　３	認定第１号から認定第７号までについて（特別委員会付託）

○出席議員（１０名）

議　長	９番	武　田　悌　一　氏	副議長	５番	折　笠　弘　忠　氏
	１番	青　木　康　博　氏		２番	池　田　真　志　氏
	３番	須　河　恵　介　氏		４番	浅　尾　三　吉　氏
	６番	畠　山　　宰　氏		７番	澤　田　益　治　氏
	８番	谷　内　純　哉　氏		１０番	谷　津　邦　夫　氏

○欠席議員（０名）

○説明員

市　　長	西　城　賢　策　氏	副　市　長	右　田　　敏　氏
総務福祉部長	三　好　智　幸　氏	総務福祉部参事兼 危機管理室長	阿　部　文　靖　氏
選管委員職務代理者	一　玖　孝　雄　氏	総　務　課　長	萬　年　剛　至　氏
市民生活課長兼 選挙管理委員会事務局長	杉　山　　充　氏	保健福祉課長兼 子育て世代包括支援センター長兼 地域包括支援センター長	成　田　正　文　氏
企画財政部長	藤　井　陽　一　氏	企画財政部参事兼 企画調整課長	坂　　保　徳　氏
税務財政課長	富　宅　達　也　氏	産業政策推進部長	中　原　　保　氏
産業政策推進部参事	音　羽　英　明　氏	産業政策推進部参事	力　弓　晃　継　氏
商工観光課長	下　村　　圭　氏	建　設　部　長	松　本　裕　樹　氏
建設課長兼建築係長	田　中　栄　輔　氏	教　育　長	小　田　弘　幸　氏

教育次長	柳谷　忍氏	学校教育課長	花井志夫氏
病院事務局長	加藤慎吾氏	消防長	田川善幸氏
生活安全センター長	野﨑哲也氏	消防課長	秋山和則氏
監査委員	鈴木信之氏	監査事務局長	冨樫将洋氏

○出席事務局職員

議会事務局長	砂川了一氏	議会係長	高橋広紀氏

◎議長（武田悌一氏）　開会前でありますが、報道機関から撮影の申出がありましたので、許可しております。

議場内、パソコン及びタブレット等、情報機器の持込みを許可しておりますが、スマートフォンの操作や撮影、録音は禁止しております。

また、円滑な会議進行のため、通知音や操作音に御留意いただき、電源を切るまたはマナーモード等に設定していただきますようよろしくお願いいたします。

若干、本日も気温の上昇により議場内が暑くなることが予想されますので、上着を脱ぐなり、各自体調の管理をよろしくお願いします。

開会　午前１０時００分

◎開　議　宣　告

◎議長（武田悌一氏）　ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

◎日程第１　一　般　質　問

◎議長（武田悌一氏）　日程の１、一般質問を昨日に引き続き行います。

通告順に従い、３番須河議員、登壇願います。

（３番須河恵介氏　登壇）

◎３番（須河恵介）　３番須河恵介でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

この夏は、多くの自治体で各種イベントが開催されました。本市においても、様々な出会いの場である三笠北海盆おどりが開催され、色とりどりの屋台や、どこか懐かしさを感じる太鼓や笛の音で非日常的な雰囲気が演出され、大人から子供まで誰でも気軽に参加でき、より多くの人が楽しみ、学び、体験することで生まれる輪が広がり、魅力多い夏の三笠市を楽しんだ方もたくさんいらっしゃったことではないかと、大変うれしく、ありがたく思います。

また、今まで経験しなかった猛暑という言葉を今年も繰り返すことになりましたが、これも３年続くと異常気象と呼ぶべきなのか、今年も昨年以上に早い時期から酷暑が続いています。

さらに、日本各地では、予期せぬ気象や線状降水帯などによる異常な豪雨により洪水や土砂災害が発生しております。改めて災害の恐ろしさを感じる日々でございました。

さて、少子高齢化、そして人口減少が進行する我がまちにおいて、若者世代の雇用創出と地域経済の活性化を実現するためには、既存産業の継続支援に加え、企業誘致や新規創業支援が不可欠であると認識しております。政府や各自治体は、若者の就業、再就職を支

援して、安心して結婚し家庭を養える経済力を持てるよう後押ししたり、婚活や子育てを後押ししたりするなど、様々な方向から支援を行っています。

しかし、少子高齢化の進展は、私たちの暮らしに自分自身や家族だけでは解決することが難しい様々な課題をもたらしているのではないでしょうか。そんな思いを抱きながら、以下、質問に入っていきたいと思います。そこで本日は、これまでにも質問させていただいております労働問題と防災をテーマにお尋ねいたします。

それでは、質問に移ります。

皆さんも御承知のことと思いますが、今回の質問の技能労働職とは、直接的な作業を行う職種全般の仕事の種類及びカテゴリーを指します。また、技能労働者とは、例えば建設工事などの現場で、直接的な作業に従事する人を指すものであります。技能労働者の高齢化は日本全体で進んでおり、特に建設業では高齢化、若年入職者の確保や定着が課題となっております。

国がまとめた高齢化の現状によりますと、２０１１年時点では建設業就業者の３人に１人が５５歳以上で、２０２１年時点では建設技能者の約２３％以上が６０歳以上、２０２４年時点では日本の全産業における従業者のうち５５歳以上が占める割合が３８％であり、これは建設業も同様に高齢化が進行しています。

また、若年層の不足の実態は、建設業では２９歳以下の若年層が全体の僅か８人に１人と非常に少ない状況で、このことは熟練技能の維持や次世代への継承が途絶える懸念があり、若手人材の不足は将来的な技能労働者不足に直結し、建設業界の衰退を招くおそれがあります。

そこで私は、市内において少子高齢化等の影響に伴い、中小企業を含め働き手がいない状況が続いていると危惧されることから、雇用・労働環境に関わる質問を令和５年第２回定例会以降、何回か課題提起をしています。その際に、関連する市内団体との連携などから、市内労働環境の改善や人材育成に努めていくことなどが方針とされていました。技能労働職は、この地域の生活を支える意味で大変重要な産業ですが、体質的にも非常に弱く、このまま放置すれば衰退していってしまう、市民生活を守る観点で支援が必要ではないかと考えます。

そこで１つ目の質問ですが、その根幹となる当市に関わる技能労働者を取り巻く実態について、また、今後の雇用の確保対策をどのように考えているのか、この２点についてお尋ねいたします。

次に、災害に対する安全・安心の備えにおける災害時のペットの対策についてお尋ねいたします。

さて、犬や猫などのペットは、多くの家庭において家族の一員としてかけがえのない存在となっており、私たちの生活を様々な形で豊かにしてくれています。一方で、外飼いの猫による御近所トラブルや、飼い主がどうしても手放してしまうペットがいることも事実であります。

大規模災害が発生した場合には、飼い主がペットを連れて避難所等に避難することが想定されます。そのためには、飼い主の日頃からの心構えと備えが重要であるとともに、行政としての啓発が必要と考えます。

三笠市の約４，０００世帯のうち、犬の登録数は約３００頭で、約１５軒に１頭の割合で犬と暮らしていることになります。猫も含めますと相当数の家でペットと暮らしていることになります。三笠市地域防災計画にペット防災のガイドラインが飼い主への啓発にとどまっており、同行避難等については記述されておりません。

今や家族とともに暮らすペットは、単なる動物ではなく、家族の一員として家庭の中に溶け込んでおり、避難が必要となった場合、ペットを置いて人だけが避難するという状況は考えにくい社会となっていると思います。地震、水害などの災害発生時にペット対策をどのように講じるかは、危機管理上も避難所運営上も大きな問題と考えます。

そこで２つ目の質問ですが、地域防災拠点や避難所へのペットとの同行避難対応についてのガイドラインや、避難訓練をどのように考えておられるのか、また、各地域でペット類を含めた防災教室を実施するお考えなどがあるでしょうか。この２点についてお尋ねいたします。

以上、登壇での質問を終了いたします。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏）　それでは、地域の資源を生かすまちづくりについて答弁願います。

産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原　保氏）　それでは、まず技能労働者の実態と今後ということで、令和５年第２回定例会の大綱質問で議員が質問されておりました部分でございまして、前回の答弁におきましては、人材育成というよりは人材の確保、それから雇用確保について答弁させていただいたというふうに記憶してございます。

我々商工観光部門としては、雇用労働対策全般の現状、動向について、それぞれの団体、今、南空知地域雇用対策協議会、岩見沢市通年雇用促進協議会、全道都市労働行政協議会だとか、岩見沢市雇用対策推進協議会という部分を通じて、私どものまちの部分だけではなくて、全般的な労働だとか雇用対策の現状だとか情報交換をしながら、どうしたらいいのかという意見交換などを行ってございます。

また、市内の状況については、毎年、労働力確保対策状況調査だとか従業員調査によって、その辺の推移を把握しているような状況のほか、引き続き工業団地企業会との懇談を何回かやったりですとか、それから商工会とは、毎月その辺の状況を含めて、それぞれの企業さんが今、人材等にどう困っているのかとか、今どこの企業がどう進めているのかという部分の意見交換をさせていただきながら実施しているところでございます。

議員も見ていらっしゃると思うのですが、ハローワークの状況を見ながら、求人の状況だとか求職の状況、最近、一時今年に入ってから求人倍率が下がっていたのですが、また上がってきたという部分で、先ほど言った建設業関係、相変わらずやっぱり人材不足ということで、求人数は横ばいの状態というような部分でございます。製造業を含めて、ほか

のところ、ちょっと下がりぎみかなと。人材確保というよりは、今我々がいろんなところからお話を伺っている中では、人手不足もそうなのですけれども、やっぱり今、資材の高騰、その辺の対策をどうするかというところに重きを置いてやっているようなことを伺ってございます。

人材不足の傾向は、やはり今も変わらず、今後も続くというふうに思ってございます。以前もお話ししたのですが、我々やはり対策としては、企業さんは、技能労働という部分、技術を持った方というのも必要なことは必要なのですけれども、まずは人を確保してから必要な技能を育てる、それでもいいのだと、まずは人がいないとということで、我々もいろんな媒体を使って企業さんの募集のお手伝いしたり、その辺を続けていくしかないのかなと。もし今後、企業さんがこういうことをやりたいので支援してほしいということであれば、それを支援するような形で進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏）　須河議員。

◎３番（須河恵介氏）　２年前もその議論の中で、私は取り組んでいないとは全然思っていなくて、いろんな情報収集なり、先ほど言ったホームページに企業を載せるとか、私もちょっとほかの企業を回ったら、大変そういう意味では市に対する不平不満というのはあまり感じませんでした。

ただ、今回、先ほど労働調査を含めていろんな調査をされた中で、担当所管のほうで対策の話もありましたけれども、実際その調査の中で、三笠市で、管内で、全道でと。先ほど私が言った統計は全国の統計の数字ですから、もしかその実態で、私、今、年齢のことを言いましたけれども、年齢をつかんであるのであれば、できたら、今回建設業にこだわって言っていましたけれども、もしも部長のほうで、その数字の中で三笠市なり管内の年齢的な構成、バランスみたいなものが分かれば教えていただけますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏）　建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏）　年齢構成という部分でございますが、私ども全国的な部分で把握しているところでございます。ですので、一部冒頭で議員お話があったところと少しかぶる部分がございますけれども、答弁させていただきます。

まず、年齢階層別で見ますと、やはり６０歳以上の技能労働者という部分は全体の２５．７％を占めておりますが、１０年後にはその大半が引退するということが見込まれております。一方で、建設業を支える２９歳以下の割合というのは、全体の約１２％でございますので、令和１２年度は、建設投資額に対しまして必要となる技能労働者の数が５８万人不足するという予測がなされております。このようなことから、若年入職者の確保・育成は、国全体として喫緊の課題となっております。

一方で、市内の建設業の部分を御説明いたしますと、まず建設業の構造を先に御説明させていただきますが、建設業法第２６条におきまして、建設工事の施工に従事する者は、主任技術者、監理技術者を配置しなければならないとされておりますので、元請となる市

内の事業者含めて技術者の確保に力を入れておりまして、鉄筋工や型枠工などの技能労働者につきましては、市外の協力会社に下請という形を取っているのが実態でございます。そのため、入札参加資格時に提出いただいております技能者の名簿から把握している建設技能労働者の数は、現在１３名となっております。こちら、ほとんどが建築大工でございます。

職業能力開発促進法に基づく技能労働者ではございませんが、除排雪作業を担うオペレーターの確保は別の問題となっておりまして、どうしても確保しなければ市民生活に大きな影響が出る可能性がございます。現在、道路除排雪を行っております事業者６社、あとオペレーター６５人体制で取り組んでおり、何とか人員を確保できている状況でございますが、しかしながら今後大きな課題になるとして、こちらのほうも建設協会との意見交換を行っているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏）　須河議員。

◎３番（須河恵介氏）　全国的な話は私もちょっと分からないのですけれども、やっぱり三笠市という捉え方を、先ほど建設の中は人がいないので外注という認識もあるのですけれども、ちょっと確認ですね。技能労働者の話で、私は資格という話ではなくて、通常そういう会社に入って肉体労働を担う人という位置づけもありましたね。技術を見ながら１０年たったら主任になっていくとか、その途中でという認識で私いたので、認識が違ったら申し訳ございません。

会社に若い方が入ってもらう工夫として、先ほど建設協会とのお話もあると言っていましたけれども、ほかの業態もそうなのですけれども、どうでしょう、若い方がこのまちで就職するという視点で、先ほど中原部長のほうでは、調査の中で見えてくるものがあれば、若い方がこの管内とか三笠市で入ってきている数値みたいなものが、この数年でどうなのかという、もし数字があれば教えていただければと思います。

◎議長（武田悌一氏）　建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏）　私どもとしては、年齢層別の人数というものは押さえてはおりませんが、やはり６０歳以上の作業員の方々がウエートを占めているといった状況でございまして、各事業所の方々も、この方々をどう若返らせていくのかというところが課題となっているような状況でございます。

◎議長（武田悌一氏）　産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原　保氏）　その辺の年齢別の人数がどれぐらいいるかというのは押さえているのですが、私、今、数字を持ってきていないのでまた別の機会にでもと思うのですが。年齢別にやっぱり採用できていないと。今、採用しているのも募集をかけているとき年齢を上げたりして、なかなか新卒とかの採用が難しいというのは皆さんからお聞きして、やっぱり年齢が少し高くなっているかなというのは、肌感覚では感じてございます。

◎議長（武田悌一氏）　須河議員。

◎３番（須河恵介氏）　この２年前というより、もっと前からやっぱり労働環境の整備というのは、このまちにはもう喫緊の課題だということで、私、２年前に質問していますので、できましたら三笠市の実態というところを、ぜひ市独自でも調査いただきまして、今言った若年の方の、先ほど建設にとらわれず、ほかの労働の職はありますので、うちのまちに必要だという言い方で私ちょっと建設にとらわれましたけれども、若い方がこのまちでお住みになって働く環境も当然施策としてあるので、それに対して今度実際どうなのかという実態を、ぜひぜひ市としても把握に努めていただければというのをお願い申し上げるのが１点でございます。

そこで、若い方の雇用を増やす一つの方策として、私が考えるところは、やっぱり将来技能労働職を目指そうとする子供たち、小中学生からの意識づけというのは、私すごい肝要で、実は議員の成り手不足のときも、中学生議会をやるとか、若い方からそういう認識を深めていかないとというのは、先日聞いたこともあったのですけれども、現在キャリア教育は行われていると思います。間違いなく行われていると思います。ただ、それに技能労働職に関する取組というものは、できたら充実してほしいなというところが一つあります。やっぱり単に技能労働の体験というよりは、いかにこのまちにとって技能労働職が大切のなかというところの視点で、できたらそういうものを、要するにこの仕事はやりがいがあるよと。要するに汚いとか厳しいではなくて、本当にやりがいがあるという機会を捉えるような御努力をしていただきたいということがあるのですが、その辺の強化というか、キャリア教育の取組で技能労働職の部分、どのようにお考えか教えていただけますか。

◎議長（武田悌一氏）　建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏）　まず、建設課では、令和４年度から市内の子供たちに建設業にいかに興味を持ってもらうかということで、１年目は「コンクリートってなんだろう？」と題しましてイオン三笠店におきまして、実際にコンクリートを練り、型に流し込み、模型作りを行ったり、あと水槽に砂と水を入れまして、その中に金属の球を落として地震に見立てて揺らして、球が浮き上がるといった液状化現象の実験などを行っております。

また、２年目は、「ダムを見にいこう」と題しまして、新桂沢ダム、三笠ぽんべつダムの工事現場を訪れまして、ダムの必要性や公共工事の必要性などを御説明させていただきました。

今後につきましても、三笠ぽんべつダム工事現場の見学会を、実際に建設機械を操作するなどの体験を通じまして、働くことの意義や社会に対する練習、また新しい世界への興味を持ってもらうために、取組を続けていきたいというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏）　教育次長。

◎教育次長（柳谷　忍氏）　小中学校におけます学習の機会ということで、私のほうから答弁申し上げます。

技能労働者に限らず、小中学校における職場見学や体験等の状況につきましては、小学

校では社会見学や生活科、社会科、地域科における学習の中で、見学や体験を実施しておりまして、中学校ではキャリア教育として、総合的な学習の時間の中で御協力いただける会社等と連携して、見学や体験を実施してございます。

取組の内容といたしましては、職場見学や体験の中で、実際に働いている方から仕事の内容や、仕事を進める上での苦労や喜び等について直接見聞きするとともに、学校において事前の下調べや当日の取材内容をまとめて、新聞やパワーポイントで発表を行っているということでございます。

現在、職場見学や体験を行っているのは、農業、建設業、製造業、小売業、医療、介護、官公署等の分野で、小学校では１８業者、中学校では１７業者に御協力をいただき実施しておりまして、その中で技能労働に係る業者につきましては、小学校、中学校それぞれ１業者でございます。

また、既に完成した新桂沢ダムの工場現場ですとか、現在建設中のぽんべつダムの建設現場と、市内で施工される公共工事の見学につきましても、札幌開発建設部や工事施工業者の御協力をいただき実施しているところでございます。

技能労働者への特化というのは難しいのですが、小中学校における職場見学や体験などの学習機会、こちらにつきましては、今後も引き続き御協力いただける会社等と連携しながら、確保してまいりたいと考えております。子供たちの経験を増やして、多様な職業に触れることで、職業の選択肢を増やし、子供たちには将来に向けたキャリアビジョンを描いていってほしいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏）　須河議員。

◎３番（須河恵介氏）前段言いましたように、キャリア教育はされていると、いろんなこと見てまいりました。それで、あえてこのまちの今後を見たときに、それぞれの所管がありますけれども、統一した中でぜひお願いしたいということで、今回あえて質問させていただきました。

次に、質問の中で、やっぱり技能労働者、事業者が稼げる場と仕事をつくるという視点で御質問をさせていただきます。

やっぱり地産地消ということで、地元の事業者優先の発注もありますし、制度的にはリフォーム補助制度など住宅支援策もありますし、現在様々な制度がありますが、まださらにそういう意味では取組が必要ではないかと考えますが、その辺のお考えと、これまでの対応と、今後の考え方についてお聞かせいただければと思います。

◎議長（武田悌一氏）　建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏）　建設分野の部分で御説明させていただきますが、技能労働者、事業者が稼げる場、仕事をつくるという点におきましては、どうしても冬場の人材確保を行うためにも、必要な公共工事の予算確保ができるように努力してまいりたいというふうに考えております。

また、市内の事業者による市内での仕事創出を図るために、住宅建設等費用助成事業や、先ほど申し上げられました住まいのリフォーム助成事業につきましては、こちらのほうは大きな事業効果が出てございますので、また、市民の方や建設協会側からも継続の要請を受けておりますので、当面はこちらのほうを事業継続してまいりたいというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏）　須河議員。

◎３番（須河恵介氏）　これまでのやっていることの評価という意味では、私は最大限評価していると思います、自分で。ただ、現実がそことマッチングしているのかというところだけなのです。だから、実態がどうなのかという御質問をさせていただきました。

今後について、そういう若い方を、何の資格も持っていない新卒を会社に入れて、資格を国の制度を使って取りに行ってもらう会社、これはもう前からやっているのも耳にしていますけれども、その辺の実態もどうなのかなと。その企業の努力、国の人材開発支援助成金というのでしょうか、違っていたら訂正いただきたいと思いますけれども、この制度を使って職業訓練などをさせるという、その訓練期間中の賃金の一部を補助するという制度だと思うのですが、例えば、それをうまく活用している企業がどのぐらいいるのか、それを知っているのか、もっと言うと、あまりうまく制度活用できないのだわということなのか、その辺もしもつかんであれば教えてください。

それと、もしもそれが不十分だとすれば、これ道外の自治体でやっているものですが、職人技能後継者を育成する事業だそうですが、３年間という期間限定なのですが、月数万円を人材育成としてお支払いしているという、そういう自治体もあるそうでございますので、国の制度を活用する状況の部分と、市独自でそういうものに向けた支援制度をお考えをしているのかどうか、今後、研究していくのかというのを含めて、今ほどの考え方をどう整理されているか、教えていただければと思います。

◎議長（武田悌一氏）　建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏）　まず、市内で産業開発促進事業等々を活用されている方につきましては、私が聞いている範囲では１社使われているというふうに聞いております。技術者や重機のオペレーターと普通作業員などの人材確保に向けまして、資格の取得支援ですとか、あと女性の活躍推進や、あと外国人の受入れなどについて、建設協会とここ数年協議を重ねてきております。協会側からは、資格取得などの部分的な支援よりも、現在、当市が推進しております移住政策、特に若者への移住サポートなど、住環境や生活の面で行政としてぜひ支援を継続してほしいという御意見をいただいております。

また、国におきましては、建設業の人材確保、育成に向けた取組を進めるために、令和８年度の概算要求額を大幅に増額してございます。具体的な事業内容が明らかになり次第、当市といたしましても制度の導入などを検討しまして、引き続き建設業界と連携して協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏）　産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原　保氏）　建設関係は、今、部長がおっしゃったとおりでございますが、技能労働者に対する支援、国の制度という部分で、厚労省については、技能検定制度だとか、御存じだと思うのですけれども、「ものづくりマイスター制度」、国交省の建設キャリアアップシステム、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（ポリテクセンター）の部分で、職業能力開発促進法によって人材育成という部分で行われております。

北海道では、北海道技能士会連合会の協議会等によって、担い手の育成に向けた広報だとか、教育が実施されているという部分もございます。

三笠市については、技能労働者に特化した補助制度というのはないのですけれども、御承知のとおり商工業活性化事業やる気応援補助金だとか、食産業等応援補助金で人材育成の「研修費等支援事業」というものがございまして、ここで経営者だとか従業員に対して、研修・講習を行う際の補助を行っていると、そこで技能労働者のスキルアップ等をしていただいていると。市内でもそう多くはないのですが、最近であれば大型二種免許を取りたいので助成してほしいだとか、あと建設業関係でも現場管理者の養成をする部分で研修に行きたいだとか、木造技術の向上のための研修に支援しているだとか、フォークリフトのものだとか、あとはキャリアアップということで、海外に家具の製造のために行きたいといってそこに支援したりとか、そういう部分で、企業さんがこれお願いしたいという人材育成の部分については、この制度をもって順次実施してございます。

今後、必要な部分はまた考えていかなければいけないのかなとは思うのですが、今の制度を活用すれば、一定の研修だとか人材育成というのはできるのかなというふうには感じています。

◎議長（武田悌一氏）　須河議員。

◎３番（須河恵介氏）　私もいろんな制度を見たら、本当に多種多様な制度がございました。あとは、やっぱり行政的に言うと、啓発をきちっと各企業、個人に伝わるのかという仕事だったと思うのですけれども。

最後になりますけれども、商工会とか建設協会という部分に入っていない方もいると思うのですね。例えば、一人親方とか。そういう人たち含めた意見を出し合う場というものが、きっと役所がその代表からいろいろ聞いていると思うのですけれども、三笠市の実態を考えると、そういう一人親方もいれば、違った人もいると思うので、そういう意見を、協議をする場みたいなものも、今後、御検討の中でお願いしたいという部分も一つありますし、今までいろんな検討をされてきているのは重々理解しておりますので、将来的に三笠市の働く場所、あと働く人が困らないような部分では、先ほど教育委員会からでもお話ありましたように、キャリア教育みたいな視点も取り入れながら、１０年後、２０年後というよりも、５年後、１０年後でしょうか、まちのあり方の中では、働く人を何とかこの場にとどめると。

先ほど松本部長が言った移住・定住は、私も、ああ、なるほどと、例えば企業に入って

くれたら制度というのはないと思います。入ってくれたら、住まわれたらあると思うのですけれども、市内企業に働いてくれたときに、こういう制度というのはないと思うのです。例えば、岩見沢に住んでいる方でも、三笠の会社に働いてくれたらこういう制度、住んでくれて働いたらこういう制度みたいな、そういうものだと思うので、そういうことも踏まえて、今後の移住・定住、働く人をとどめるということでお考えいただきたいと思いますので、この質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏）　次に、災害に対する安心・安全の備えについて答弁願います。

消防長。

◎消防長（田川善幸氏）　それでは、私のほうから、災害時のペット対策について、同行避難の対策についてのガイドラインや避難訓練について答弁いたします。

まず、各御家庭におけるペットは、家族同様に大切な存在であると認識しているところでございます。

しかしながら、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震などの大規模災害時においては、避難所でペットを受け入れられなかった事例や、鳴き声、アレルギーへの影響、衛生面の課題、さらには一部が野生化してしまうなど、全国的にも十分な対応ができないという現状が顕著となっております。

こうした状況を踏まえ、環境省では「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を策定し、原則として避難する際には、飼い主とペットの双方の安全を確保するために同行避難するといったことを基本とし、各自治体においてペットとともに安全に避難できる体制の整備を求めております。

当市におきましては、これまでの避難所運営等の計画をスフィア基準に適合するように見直しを進めているとともに、避難所にこのペット対応をどう加えていくかということが課題となっているところでございます。

このようにペットと同行避難していただくことは、簡単には解決できない課題が多くあるところでございます。他市の事例としましては、伊達市においては、２０００年の有珠山噴火時の教訓を踏まえ、ペットと同伴できる避難所の検討が進められており、避難訓練も併せて実施していることが、今年の６月に報道されております。

当市においても、災害を経験した自治体の事例を参考に、情報収集を進めながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、各地域でのペット類を含めた防災教室の実施についてでございますが、これまでペットを含めた防災教室は、当市では実施したことはございませんが、災害発生時にはペットも家族の一員として同行避難することが原則とされておりますので、避難所運営においても重要な課題の一つであると認識しているところでございます。

また、ペットが避難生活に適用できるようにするには、防災教室だけではなく、日頃からの適切な飼育や習慣づけが大切であるというふうにも考えております。こうした取組は、避難先のトラブル防止や課題解決につながるものと考えております。

今後は、関係所管と連携しながら、他市の事例も参考にしつつ日常からの啓発活動に向け、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏）　須河議員。

◎３番（須河恵介氏）　今回の質問の前に、ペットという位置づけをちょっと調べてきましたら、御承知だと思います、愛玩動物看護師法という法律、それから動物愛護管理法という法律、それぞれがこういうものだと書いてあるのですね。私はどちらかというと、愛玩動物看護師法でいう犬、猫、まだあるのです、オウムとか、いろいろ定義があるのですけれども、一般的には、愛玩目的で飼育されている動物全般ということなので、犬猫だけではないという議論もあるのです。それはひとつ押さえていただきます。

私もこれまでいろいろと質問させていただきまして、今後、計画の見直しというのを重々納得した部分で、関係する方々に説明に回りました。その際に、ある女性は、家族は地域の避難所に避難させるけれども、私はこの子と、ペットと一緒に車にいなければならないのかなというのがありました。また、お子さんと一緒に若いお母さんに聞きましたけれども、まずお母さんは、ペットと離れて避難するのは考えられないと。お子さんは絶対に一緒でないといけない、これは子供さんの意見でした。７０代の男性の方も同行するという言い方なのです。ちょっと私も同行と同伴の違いというのを、後ほども聞きますけれども、同行と同伴の定義すら、逆に言うと分かっていない。要するに同行で来たら避難所で一緒にいられると思っているというのは違うのですよね。同行までであって、同伴という中で暮らすというのは、同伴だと。これも説明の中で私もうやむやで、大変説明不足でお叱りを受けました。その中で、そういうきちっと理解、私が聞いた中で理解できる人は、同行は大体６割の方いましたけれども、同伴ができないというところは、ほぼほぼの方は一緒だと思っていましたので、今後その辺の周知も必要かなというふうに考えました。

そこで、なかなか小規模な避難所では、そういうペットと一緒にいるというのは難しいのも重々分かりました。そこで同行避難する場所で、もう一度聞きますけれども、市内の公園とか空き地にテントを張って避難するという方法もあると思いますが、これは女性の方が多く希望されていた同伴なのですけれども、先ほども重々理解していますけれども、こういうアクションを起こすお考えはありますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏）　消防長。

◎消防長（田川善幸氏）　まず、同行避難と同伴避難の定義でございますけれども、まず同行避難については、飼い主が自身の安全を確保した上でペットを一緒に安全な場所へ連れて避難することと、同伴避難については、避難所で飼い主と同じ空間で生活することといったことで定義をされているところでございます。

同伴避難のアクションを起こす考えということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、避難の際にはいろんな課題が多く山積をしておりまして、そういったところでも悩みでもあるのですけれども、まず伊達市でペットと同伴できる避難所の検討が進

められているということで、そういったところの先進事例の状況も参考にしながら進めていきたいなというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏）　須河議員。

◎３番（須河恵介氏）　本当にそういう先進事例が大事だと思います。

そこで、先ほどの同行ではなくて同伴の部分でお聞きしますけれども、やっぱり愛玩動物が好きな方もいれば、苦手な方もいると、いろんな文献を見ても書いていました。だから、なかなか同じ場所で同伴するのは難しいということですね。そうですよね、犬猫が好きな人もいれば、いや、私どうしてもという方もいると思うのですね。逆に言うと、犬猫、特に犬は、ふだん大人しいのに、多くの方が来るとどうしてもほえてしまったりするというのもありますし。

そこで、災害時というよりも、しつけ教室という視点でお聞きします。私は、逆にちょっと言いますと、災害時のペットの避難というのは、原則飼い主の責任で行うべきだと思っております。ですから、災害の場合もそうですけれども、飼い主がどうしていいのか、どうすればいいのかという啓発もそうですし、その辺のしつけ教室みたいなものを、啓発と併せて定期的にそういう方々を集めながら行うとかということを考えられませんでしょうか。

◎議長（武田悌一氏）　消防長。

◎消防長（田川善幸氏）　先ほどの部分でございますけれども、災害時におけるペットの避難に関しましては、今おっしゃいました議員の御指摘のとおり、まずは飼い主の責任において適切に行っていただくことが基本であるということで認識してございます。

その上で、平常時からのしつけや健康管理、非常持ち出し品の準備といった備えを進めておくことが、災害時に飼い主とペットの双方が安全に避難するために重要と考えているところでございます。

まずは飼い主の方に御理解いただけるよう、啓発のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

◎議長（武田悌一氏）　須河議員。

◎３番（須河恵介氏）　災害はいつ起こるか、これ前の計画のときに言いましたね。いつ起こるか分からないので、啓発でいいのかどうか、実態も含めて、いろいろと先進事例も含めて、早急にそういう取組を進めていただきたいと。まだ計画もできていませんから、できたらその中に入れてほしいと思います。

国の災害時におきますペットの救護対策ガイドラインが今あるのですね。今後、改訂されていくとか、そういうことがないということで、前提で聞きますけれども、そのガイドラインには、啓発にするべき内容もきちっと書いていて、それをそういう方々に見せるだけで、皆さんがなるほどと思えるガイドラインなのでしょうか。教えていただければと思います。

◎議長（武田悌一氏）　消防長。

◎消防長（田川善幸氏）　ガイドラインのほうでは、国のほうでは同行避難までが記載されている部分で、その後の同伴避難の関係等については、各自治体で考えを求めていると、先ほどもお話しましたけれどもそういったところになっておりますので、各まちの実態に応じてその計画というか、指針ということを当市で定めていかなければならないのかなというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏）　須河議員。

◎３番（須河恵介氏）　そうすると、やっぱりそれぞれのまちの実情に沿ってこれから取り組んでいかれると。そうですか。そうしますと、時間ということもありますので。

今回質問させていただいたタイトルを見ていただいて分かるように、災害に対する安全・安心の備えにおけます災害時のペット対策についてということで、いきなり見ず知らずのペットを飼っている人同士が、突然公園に集まってしつけ教室へ連れていっても、これなかなか難しいと思いますよ。それと、だから一つ一つ積み上げていくというのは時間かかることではないですか。だから、災害はいつ来るか分からないけれども、積み上げていくというときに、先進地の先進事例とかもあるのですけれども、やっぱり愛玩動物を飼っている人同士の意見交換みたいなのが僕は大事だと思うのですね。そういう場をつくっていくということも１つだし、あなたの役割なのだというところは明確に言わないと、何でもかんでも消防来てくれ、何してくれではないのだよというところも分かってもらうと。例えば、ある災害地では、その方々が公園にペットを集めていたと。例えば、飯の当番を決めましょうとか、自分たちが何とかしましょうという意見を出し合ったというところも見てまいりました。

ですから、今、消防長おっしゃったように、今後の三笠市の災害時のペットの対策について、再度、今私が言ったことも踏まえて、お考えがあればお聞かせいただければと思います。

◎議長（武田悌一氏）　消防長。

◎消防長（田川善幸氏）　家庭におけるペットは、家族同様に大切な存在ということは先ほども申し上げましたけれども、ペットを置き去りにすることで野生化につながるケースや、車中での避難生活によって飼い主が体調を崩した例だとか、さらには飼い主がペットを迎えに行って、自宅に戻って二次災害に巻き込まれるといった問題が報告されております。やっぱり飼い主が命を落とすということは、ペットを守ることができないというふうに考えております。

本市といたしましても、同行避難を勧めることは、飼い主の安全を守るのみならず、地域全体の安全確保にもつながる取組であると考えております。今後は、柔軟に関係機関の御意見を伺いながら、より適切な対処方法について検討を重ねまして、飼い主の皆様が防災意識を高めていただけるように、啓発に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏）　須河議員。

◎３番（須河恵介氏）　大変前向きな意見ありがとうございました。

そこで１点聞きたいのですけれども、今回いろいろ勉強する中で、ハグというのでしょうか、ＨＵＧというものを静岡県が何かが開発したらしいのですけれども、啓発に使ったり教室に使うときの何かそういういいものがあると。道内でもそれを取り入れて、そういう研修なり講習をしていると聞いているのですけれども、このＨＵＧというのはどういうもので、例えば先ほど言ったうちが取り組む中に、こういうものを取り込みながら子供さんからお年寄りまでというように考えられるのかどうか教えてください。

◎議長（武田悌一氏）　消防長。

◎消防長（田川善幸氏）　今おっしゃったように、ＨＵＧは静岡県が作った避難所運営ゲームということですけれども、ＨＵＧというのは避難所運営ゲームの略称でございまして、災害発生時に避難所をどのように開設、運営するかについて、カードを使いながら避難所の図面上での配置や対応を検討する訓練となってございます。本市においても実施してございまして、避難所運営において直面する課題を擬似的に体験することで、課題の共有や役割分担の重要性を理解できる有効な研修手段となっております。引き続き、こうした体験型のゲームも活用しながら防災対策に、子供たちも結構喜んでというか、災害のことですけれども、興味を持ってやっていただいているといったこともありますので、引き続き避難所運営ゲームもやっていきたいなというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏）　須河議員。

◎３番（須河恵介氏）　すみません、不勉強で。もう取り組んでいらっしゃったのですね。でしたら、今後、職員訓練、私たち議員訓練、あと自主防災会だとか、その中でぜひそういうものが、あれ机上でできるということですね。そういうものも取り込みながら、啓発をしていただきたいと思います。

最後になります。今日のこういう議論、これまでの議論も含めて、特に今回は人と動物のかけ橋になるような心でお進めいただけましたら、市民というか、愛玩動物を飼っている方も含めて皆さん大変喜ぶと思いますので、今後大いに期待をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏）　以上で、須河議員の質問を終わります。

次の浅尾議員から一般質問における資料配付の申出があり、許可しております。これより、事務局から資料をお配りいたします。

（資料配付）

◎議長（武田悌一氏）　資料の配付が終わりましたので、４番浅尾議員、登壇願います。

（４番浅尾三吉氏　登壇）

◎４番（浅尾三吉氏）　令和７年第３回定例会一般質問の通告に従いまして質問いたします。

最初に、軟骨伝導イヤホンの導入についてです。

一般社団法人日本補聴器工業会の２０２２年調査によりますと、難聴者は人口の１０％、約1，３００万人に上ります。ところが、補聴器所有率は僅か１５．２％しかありません。

高齢者の耳の聞こえに関する問題は、主に加齢性難聴として知られています。これは、４０代頃から始まり、鼓膜の奥の蝸牛の中に並ぶ音を感じる有毛細胞が加齢によって抜け落ちたり、傷ついたりして、音が感じられなくなって起きます。騒音に長時間さらされることによっても有毛細胞は傷つき、再生はされません。

資料１の１を御覧ください。軟骨伝導技術は、２００４年に奈良県立医科大学の細井裕司教授によって発見された比較的新しい技術であります。今まであった骨伝導とも違います。写真のように、水中でも聞くことができる全く新しい技術です。この技術は、耳の軟骨を振動させることで音を伝えます。耳の軟骨部分に装着し、耳穴を塞ぎません。周囲の音も聞こえます。

この資料１の１の裏面にある図７の窓口用軟骨伝導イヤホン、写真にあるものを御覧ください。丸い部分を耳穴の前のくぼみのようなところに置く形で、軟骨に音を伝えるものです。耳の穴に直接入れることはありませんので、耳あかで細菌の付着を防ぎやすくなります。イヤホン装着部に穴や凹凸がありませんので汚れがつきにくく、簡単に拭き取りができます。このような特徴を持つ軟骨伝導イヤホンは、現在、多くの自治体の窓口で導入されています。南幌町でも導入されています。三笠市でも、空知信金の窓口に写真と同じ軟骨伝導イヤホンが置いてあります。私も使ってみましたが、私が今使っているこの補聴器よりもクリアに音が聞こえました。

資料１の２は、南幌町と信金の利用者向けに提示されているものです。実際のものは、カラーでＡ４大の大きさのものです。軟骨伝導イヤホンは、特に高齢者の対応において非常に有効だと思いました。

加齢による難聴者が多い高齢者は、本人自身が気づかないうちに難聴が進行しています。それによって不都合が生じるのは、難聴の方本人はもとより対応する職員も含まれます。何度も聞き返されたりすることで、つい大きな声になって、周りから態度が偉そうだとか、怖いとかというような誤解を受けたりすることが少なくありません。軟骨伝導イヤホンを使用することで、高齢者の方はもとより、明瞭に音声を聞き取ることができるために、話す側が無理に大声を出す必要がなくなります。双方のコミュニケーションが円滑に進み、窓口業務全体の効率も向上します。声を大きくする必要がないため、個人情報や相談内容を周囲に聞かれるのを防ぎます。さらに、窓口での利用においては、周囲の環境音を遮断せず、外部の音も聞き取れるため、緊急時の対応にも優れています。

こうした利点を持つ軟骨伝導イヤホンは、自治体の窓口だけではなく、先ほど紹介した民間の金融機関にも導入が進んでいます。本市においても、個人情報や相談内容を周囲に聞かれるのを防ぎ、双方のコミュニケーションを円滑にするため、窓口に軟骨伝導イヤホンの設置を提案いたします。考えをお聞かせください。

次に、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税による２０２４年、昨年の全国の寄附総額は１兆２，７２８億円と、過去最高を更新しました。５年連続で過去最高を更新し、拡大傾向が続いているということです。全国的にはそうでも、三笠市はどうなのでしょうか。ふるさと納税は、本市の貴重な財源でもあります。本市における納税額の推移と、これからの見通しについて伺います。

また、本市には多くの観光客が訪れています。昨年度、本市を訪れた観光客数は、空知総合振興局の調べによりますと１２６万１，０００人となっております。これは、空知管内２４市町のうち、上位４番目です。岩見沢市よりも多いということです。三笠鉄道村でのイベント参加や、ファミリーランドみかさ遊園への来訪が増加しているということです。今年はＨＢＣのドラマなどの影響で盆おどりの参加者も増えておりますので、昨年以上に増えているのではないかと予想されます。

このような中、最近徐々に増えているのが、ふるさと納税の現地決済型というものです。現地決済型ふるさと納税は、観光やビジネスで訪れた来訪者が旅行先でふるさと納税を行い、返礼品として商品券や電子クーポンなどを受け取って、現地で利用できる仕組みです。この方法により、既存のふるさと納税とは異なる新たな対象者を獲得できます。寄附者が現地で消費することで、地域の宿泊施設や飲食店、観光施設などの利用が増え、地域経済が活性化します。

資料２の１を御覧ください。これは、滝川市で利用している現地決済型「ふるさとＮｏｗ」の資料です。滝川市では、スカイパーク、滝川丸加高原カントリークラブ、ホテルスエヒロの施設で利用しています。これは数年前の資料ですので、ちょっと今は増えているかもしれません。タブレット端末で申し込み、寄附額１万円ごとに３，０００円のクーポン券を受け取ります。

資料２の２は、南幌町の現地決済型の資料です。南幌町では、札幌ゾーンですね、「さっぽろ圏ｅ旅ギフト」というものです。札幌市を含めて、石狩市、当別町、新篠津村、そして岩見沢市なども含めて、１１市町村の加盟店で使えるギフトがもらえる仕組みです。

さらに、資料２の３は、登別に導入されている自動販売機型のものであります。

このような取組が各地で始まっております。三笠市に来た旅行客を対象にした現地決済型ふるさと納税に取り組めないかお聞きいたします。

最後に、投票しやすい環境づくりについてです。

今年は７月に参議院選挙があり、三笠市の投票率は約５９％でした。昨年の衆議院選挙の投票率は、約６０％でした。いろいろな要因がありますが、あまり投票率は上がってはいないと。むしろ少し下がってきたではないかという印象を受けます。本市でも、選挙前には候補者等で選挙の呼びかけなどをしていますが、本市の投票率向上のために取り組んでいることがあればお聞きいたします。

また、今回の参議院選挙の比例の無効投票数が１３５票、選挙区では１７２票もありました。白票や判読ができない字など、合わせて３０２票もあったということです。意思表示として白票をあえて入れた人もいるかと思いますが、緊張して字が書けなかった人もい

ると思われます。期日前投票に行く方も増えましたが、特にこの期日前投票は単独で投票することが多く、選挙を監視している方の前での行動は緊張を強いられます。さらに、今回は比例区の候補者名が小さく印刷されていて、とても見づらい状態でした。この緊張感や見づらさについては、市民から私の耳にも入ってきました。手が震えて、とても書きにくかったとの声も届きました。

資料３の１と３の２を御覧ください。これは、愛媛県四国中央市の「投票支援カード」や「コミュニケーションボード」です。投票所で障害者や高齢者などを手助けする投票支援カードや、イラストや文字を指などで指して困っていることを伝えるコミュニケーションボードを導入しています。投票支援カードはＡ４判で、投票に際して手伝ってほしい内容にチェックを入れて入場整理券と一緒に係員に手渡すと、スムーズに投票できる仕組みになっています。具体的には、「投票用紙に代わりに書いてほしい」「候補者名を読んでほしい」「候補者名を書いた紙や名刺を見て書いてほしい」など６項目が記載されており、市のホームページからダウンロードして印刷できます。コミュニケーションボードは、投票所内で予想される困り事や手伝ってほしいことを絵や文字で表示したＡ３判のものを各投票所に配備し、書き間違えたとかトイレの場所を教えてとか投票所入場券を忘れたなどのトラブルに対して、指で指すことで自分の意思を伝えることができるものです。このようなカード等を作成し、誰もがもっと投票しやすくする取組ができないかお聞きいたします。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（武田悌一氏）　それでは、初めに軟骨伝導イヤホンの導入について答弁願います。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏）　それでは、私のほうから、登壇でありました軟骨伝導イヤホンの部分に関わる答弁をさせていただきたいと思います。

現在、保健福祉課の部分で答弁させていただきますが、その窓口におきましては、聞こえに不自由のある方につきましては、筆談あるいは先ほど壇上でもございました大きな声を出される方につきましては、別室に御案内してプライバシー等を守っていくところでございます。必要に応じて、メガホンよりちょっと小さいのですけれども、寄せて聞こえやすくする集音器、そういうようなものも活用して行っているところでございます。

御提案いただきました軟骨イヤホンは、補聴器を装用していない方や一時的な聞こえづらさのある方に有効だということで認識しております。

利用者の負担感が少ない一方で、個々の聴力に合わせた音量調整、それらもあるのかなと。あと、装着感に個人差があるかなというのもあります。それから、導入等にちょっと費用がかかるのかなという、それらが課題かなとは思ってございます。

先ほど登壇で浅尾議員あったとおり、市内の民間の窓口で導入しているということで、利用の実態、私のほうから聞いたところ、ちょっと周知不足でなかなか利用者がいないのだと。利用される方が自ら申し出にくいというところも、周知していないところもあると

は思うのですが、それから職員側からもなかなか指摘というか案内がしづらいという部分も、企業とお話ししたときからはちょっと聞こえてきました。

市としての基本的な考え方につきましては、聴力低下が認められる方につきましては、個人の聴力の程度や状況はございますが、日常生活を過ごすのに苦労されている場合は、現在の補装具費支給制度を活用し、医師の判断を踏まえて補聴器の導入支援を行って、日常的な聞きづらさなどを解消していくことが、まず前提と考えているところでございます。

この軟骨伝導につきましては、補聴器をつけていない方で一時的に聞こえづらいとか、あるいは補聴器をつけていても聞き取れない、聞きづらい方が対象というような形で考えていますが、導入については、御指摘の趣旨を踏まえて軟骨伝導イヤホンのメリット、デメリット、現行制度との関係、また、先ほど南幌とかというお話もいただきましたが、近隣自治体、北海道、それらの利用実態、また、デジタルで、今、各課にタブレットを配付していまして、音声翻訳、文字が出るようなアプリも入っていますので、それらの対応等を整理して、窓口でのさらなる聞こえの支援に研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏）　浅尾議員。

◎４番（浅尾三吉氏）　この軟骨伝導イヤホンは、私も耳が遠くて補聴器を入れているのですけれども、なかなか今、さきに述べたとおり、難聴者自身が自分で補聴器をとかというのは、本当に周りから言われないと、また、私のように必要に応じて、必要なので仕方なくというのがほとんどで、あまり日常生活には本人自身は全く差し障りないのですね。妻があんまりうるさく言うからとか、そういう環境があれば別ですけれども、本当に何も音量を大きくすればいいだけだし、テレビでも何でも。そういうことでもありますので、やっぱりこちらから働き方かけていくというのが大事なのかなと思う。私も信金に行って聞いたけれども、奥のほうから出して、全然出していなかったのです。だから、南幌町でもそうでした。なかなかいろんなものの周知があまり徹底されていないなということがありましたので、やっぱり職員がというか、こちらが必要だということと、あと、今、デジタルアプリで音声を活字に変えるという、そういうものも時々使っているようなことを言っていましたけれども、すごくそれは有効だと思います。もうとにかくそういうものを使って、なるほどよく伝わるなということがあれば、また補聴器を買おうかなという、そのきっかけにもなると思います。この軟骨伝導イヤホンがきっかけになって補聴器の利用にもつながっていくと考えられますので、ぜひ前向きな研究を期待しまして、この質問を終わります。

◎議長（武田悌一氏）　それでは、次にふるさと納税について答弁願います。

企画財政部長。

◎企画財政部長（藤井陽一氏）　それでは、私のほうから、ふるさと納税の本市の推移と見通し、それと現地決済型ふるさと納税の考え方について御答弁させていただきたいと思

います。

まず、ふるさと納税につきましては、個人の方が寄附されるふるさと納税と、企業の方がまちを応援していただける企業版ふるさと納税との２つあることは御承知と思いまして、まずは個人の方からのふるさと納税の直近５か年の状況でございますが、５年前の令和２年度から申し上げますと、寄附額が２億４，１１６万１，７７７円、令和３年度は５億４，４２４万４，６００円、令和４年度は１７億９，５７１万２，１３３円となりまして、この年度に初めて寄附額が１０億円を超えたということができたところでございます。

その後、令和５年度は１６億５，３４１万６，０００円、令和６年度１７億３２６万２，５００円となっているところでございます。金額の幅はございますけれども、多くの方に応援していただき、現状は寄附額を確保できているかなというふうに思っているところでございます。

当市の返礼品、御承知のとおり農産物が主ということで、お米やメロン、そのほか地元のワインなど、全部で２５０品ほど取りそろえておりまして、これまでも、まず返礼品の種類を増やすこと、そしてふるさと納税を案内するインターネットサイト、そこの場所をどんどん増やしていきながら、載せている写真とかも工夫を入れながら、寄附金額の確保に今も努めているところでございます。

そのような状況から、今後の推移でございますが、いろいろ財政状況等でお話しさせております最低金額はやっぱり確保していくということは、そこは絶対条件で頑張っていかなければいけないところかなというふうに思いながらも、昨今のお米のことであったりとか、うちの主力となっています農産物につきましては、やはり天候の問題、昨今のような社会情勢の問題等で数量等自体が難しくなってしまうことも問題としてあるのかなというふうに思っているところでございまして、その辺は今、事業者とも連携を密にしながら進めているところではございますが、受け付ける件数の調整等も行っているということもございまして、そういうこともありまして、大幅に今後寄附額が増加するということは今の情勢ではちょっと難しいかなというふうには思いながらも、先ほどお話ししました、最低限のラインは確保できるようには努めていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、企業からの企業版ふるさと納税の同じく５か年の推移でございますが、令和２年度に初めて１件５００万円の寄附をいただいた後、翌年３年度には、御承知のヤフー様のほうから未利用エネルギー事業の関係で１億円の寄附をいただくということがございまして、計８件、１億９９７万５，５８０円の寄附がありました。その後、令和４年度、１７件で１，９１１万６，１９９円、令和５年度は１５件、１，２８０万円、令和６年度は２７件で２，９３０万円というふうになっているところでございます。

今お話ししましたとおり、金額の幅はいろいろと変動しているところではございますけれども、過去３年間、直近３年間の平均を見ますと大体２，０００万円程度かなというふうになっているところでございます。

今年度、国の方針で企業版ふるさと納税の制度が３年間延長されて令和９年度末までということになりまして、昨年度２７件ということで寄附していただける企業の数も増えてきているかなというふうに思っているところでございまして、企業側の企業版ふるさと納税という取組が少しずつ浸透してきているのかなというふうにも思っております。それに加えまして、うちが独自で打ち出しております未利用エネルギーの事業、三笠高校生の食のコンクール事業とジオパーク推進事業など、特色ある取組が企業の方に応援していただけるきっかけになっているのかなと。その結果、継続して毎年応援していただける企業も、少しではありますけれども、増えてきている状況でございますので、今後もある程度の応援していただける企業からの寄附は見込めるかなと思いながらも、これこそ経済情勢でしたりとか、企業の経営状況にも左右されることがある制度かなというふうに考えているところでございます。

市にとりましては、個人のふるさと納税同様、事業に活用できる財源を確保できる制度でございますので、引き続き企業のほうにも市の取組等を説明しながら、この制度のＰＲも行いまして、御理解をいただいて応援していただける企業を増やしていきたいなというふうに考えているところでございます。

それと、現地決済型の取組でございます。

こちらにつきましては、まず基本的な個人の方のふるさと納税の寄附の流れを御説明させていただきますと、基本的には自治体がまず返礼品と寄附金額を決めさせていただきまして、それに対して寄附される方がインターネットであったり郵送であったり、そういうふうに申込みを行って、後日、御自宅に返礼品が届いたりする仕組みとなっているのが一般的なものでございます。

これに対しまして、議員もこの資料につけていただいているとおり、現地決済型のふるさと納税につきましては、観光やお仕事で旅先に来られた方が、現地の特産品販売所や、それこそ宿泊施設、ホテルなど、あと体験サービスなどを利用する費用を、このふるさと納税という制度を活用して、その場で寄附金の納入決済を完了されて、返礼品、サービスを直接その場で受けるというのが仕組みになっているところでございます。

現地決済型は、様々な方法、この資料だけでも様々な種類がございまして、簡単に一例を御説明させていただきますと、例えばイベント時にまちのほうで特産品販売ブースというものを設けまして、ふるさと納税の返礼品と同じものを販売しまして、その商品もふるさと納税と同じ寄附額で販売する。現地決済型の端末、よくクレジットカードを入れたりするもの、そちらを用意しまして、クレジットカードで決済処理を行って、その場で商品を受け取るというのが、まず一つの例というふうになっております。

今お話ししましたとおり、メリットとしましては、利用者にとりましてはその場で寄附を行って、もうその場ですぐ商品やサービスを受け取れる、やっぱり即時性のところ、あと通常のお店での買物と同じ感覚で支払いができる、そして面倒な手続が不要となるという利便性のよさがあるかなというふうには考えているところでございます。自治体につき

ましても、今ほど御登壇のところでお話ありましたとおり、地元の消費につながる新たな機会の創出、あと返礼品の郵送であったりとか、そういうその後の事務処理が不要になる点が挙げられるかなというふうに思っております。

ただ一方、デメリットとして私どもでちょっと思っているところは、利用される方が本当にふるさと納税の制度を理解して、その費用だったりとかを払っていただけるか。そこで、もしその制度を理解されていなかった場合、私どもが対応するのではなく、例えばここであればホテルの方とかフロントの方がしっかりとその場で説明をしていただいて理解を求めるということが生じてきますので、その施設のスタッフの方の業務負担であったりとか、場合によってはトラブルが発生しないかということがちょっと心配されているところがございます。あと、現地決済型の仕組みを常設する場合は、こちらにもありますように、やっぱり専用の機械が必要になってくるということで、最初にかかる設置費用であったりとか維持費の部分、そこら辺も考えていかなければいけないというふうには考えているところでございます。そして、まちとしましても、やはりその施設と限定した取組をしていかなければいけないということもございまして、では幾らで設定しますかとか、いろんな調整も上がってくるかなというふうに思っております。

実際、現地決済型のふるさと納税の取組につきましては、今ほど一例で挙げましたイベント時に機械を用意しましてやってみたのですけれども、いっときの取組であればなかなか認知が難しく、利用される方が少ないかなと。やはり何か少しでも効果を見いだすとすれば、常設型の取組ということで、先ほどお話ありましたホテルであったりとか、そういうところと連携を取りながら進めていくということが必要になっているかなというふうに思いまして、実はもう今年度に入りまして、大きな効果にはならないかもしれないですけれども、先ほど議員がおっしゃいました新たな顧客だったりとか、新たな取組ということで担当のほうとは、私自身も指示をしまして、今みたいなデメリットがやっぱり出ているものですから、そこら辺を一つ一つ整理しながら、取り組めるものであれば、ちょっとした、また返礼品の種類の一つを増やすという同じような感覚でできないかなというふうに、今、取り組んでいるところでございまして、その辺もいろいろと考えながら、引き続き取り組めるものであれば取り組んでいきたいという気持ちでやっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏）　浅尾議員。

◎４番（浅尾三吉氏）　私も実際にこの滝川と南幌町と行ってみたのですけれども、やっぱり周知不足というか、担当している部署もそうだし、はっきり言って、あまりよく分かっていない状態でした。だから、ただ取り入れただけでは、あまりうまくいかないなというのは分かります、私も。私ちゃんと調べてみていないのですけれども、今紹介しました資料の、石水亭のこの資料２の３にある、こういうのが常設してあるので、これはかえってこういうほうが取り組みやすいのかなと。もう全て、そこの自動販売機はずっとあ

るので、説明も書いてあるのでというふうに思います。

とにかく周知というのが発生するというのはよく分かります。前向きに取り組んでいただけるということと、今聞いたら令和６年度で１７億円というふるさと納税、本当に半分が実質使えるお金と思っているのですけれども、本当に貴重な財源だと思います。これから三笠市の財源として使って、これが本当に続けば物すごい何か夢のあるいろんなことができそうかなと思っておりますので、何とか広げるような形で、今やっているということなので、引き続き、ぜひ研究、それから取組を前向きに進めていただくことを希望しまして、この質問はこれで終わります。よろしくお願いします。

◎議長（武田悌一氏）　最後に、投票しやすい環境づくりについての答弁を願います。

選挙管理委員会事務局長。

◎選挙管理委員会事務局長（杉山　充氏）　それでは、私のほうから、投票しやすい環境づくりについてのまず最初にありました投票率の向上の取組についてということで、御回答させていただきたいと思います。

まず、本市の投票率につきましては、委員おっしゃられたように、今年の７月、また、去年の１０月に行われた国政選挙におきましては約６０％の投票率になっております。また、令和５年４月の統一地方選挙の知事・道議選では約５６％、市長・市議選では投票率約６３％と、大体６０％前後ぐらいの投票率になっているのかなというふうに感じております。

これまで選挙における広報活動につきましては、広報みかさ、ホームページ、ＬＩＮＥ、愛の鐘で周知を行っているほか、選挙新聞、選挙の公示・告示後は、広報車による街頭宣伝活動、これらをもって行っているところであります。

また、期日前投票所も含めて各投票所では、目の不自由な方の点字による投票、老眼鏡や車椅子を用意するなど配慮しているほか、けがなどで文字が書けないなどに対応するための代筆を行う代理投票も行っているところであります。

また、議員、今回の比例のところで字が小さいというお話もしておりましたが、記載台に書かれているところはどうしてもちょっと小さいポスターというか掲示物になってしまいますが、各投票所にはそれを拡大した大きなポスターも掲示しているというような形になっております。

また、投票しやすい環境づくりというようなこともありまして、投票所への入場は、以前は選挙人のみで幼児だけが同伴可能でしたけれども、平成２８年からは１８歳未満の子供も入場が許されるなど、公職選挙法の改正も行われ、より投票しやすい環境づくりを行っているところでございます。

続きまして、投票支援カードの導入についてというところにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、支援カードのこちらのほうの成り立ちというか、なったことについて若干御説明させていただきたいと思います。

国は、平成３０年１２月に各都道府県選挙管理委員会宛てに、「代理投票時における投票の秘密に配慮した取組事例等について」というような通知を出しております。この通知の内容は、代理投票に補助者ではなく付添人が記載する事案が発生したことに伴って、代理投票の厳格化を促すものでありますが、その中には知的障害や聴覚障害者のある選挙人に対して投票支援に係る取組を促す、そういったような資料もございました。

選挙の際に障害のある方が円滑に投票することができるよう、各選挙管理委員会が取り組んでいる対応例をまとめたものについて、令和５年１月に国が公表しているものがあります。その中に、障害のある方に配慮した投票所の設備として、投票支援カードやコミュニケーションボードの配置などの取組事例があります。口頭による申出が困難な方に使用していただくもので、選挙人が円滑な投票を行えるよう有効なコミュニケーションツールとなっているものとして事例が取り上げられたところであります。

北海道内でも投票支援カード、選挙支援カード、コミュニケーションボードなど、名称は異なっていますが、札幌市や旭川市、恵庭市、岩見沢市などがそういった配慮の必要となる方への支援を導入しているということを伺っております。

現状、三笠市におきましては、そういった、けがだったりなど、障害のある方とかの投票につきましては、事務職員が積極的に声かけをさせていただいて、車椅子の介助や代筆の代理投票を行っているところであります。

障害のある方等、支援が必要になる方の投票におきましては、これまでの対応で大きな問題はありませんでしたが、様々な状況下にある選挙人に対し、きめ細やかな支援が可能となるよう、有効な方策を模索するとともに、他自治体の動向を注視しながら、選挙人の投票機会の確保に努めていくよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏）　浅尾議員。

◎４番（浅尾三吉氏）　今回示した四国中央市の選挙管理委員会で出されたコミュニケーションボード、それから投票支援カードですけれども、これについては、今おっしゃったとおり本当にきめ細やかな対応に合っているかなと思っております。特に障害者、発達障害の方については、学校でもそういう子供に対して、コミュニケーションボードのような絵や、学校ではカードとかそういうものを使って示したものが使われていて、私が学校の時代のときからもう使われているのだけれども、本当にそれは普通になってきていると。それで、ある一定程度の方はもう必ず発達障害の方がいらっしゃるということが常識になってきておりますので、そういう方々にきめ細やかな対応がこのように必要なのかなと思って、だから一定程度この三笠市にもいらっしゃって、選挙にはそういうこともあって来ないのか、だから来ても字が結局書けないか、緊張であれなのかで、また、そういうことを知らないで、今おっしゃったとおり代筆の方もいらっしゃったり、いろんな手は三笠市も尽くしていると思うのですけれども、知らないということがやっぱり一番そういうことを困難にしているのかなと思っておりますので、ぜひ三笠市のやっている対応を、また、

広く広報車が走っていますので、選挙のそういう手助けをしていることも含めて広報してもらえればということが今できることかなと思っています。

なお、この発達障害という言葉ですけれども、何か１０年ほど前から正式には変わっておるそうです。ちょっとついでですけれども、神経発達症という言葉になっていますので、ただ、マスコミとかが発達障害というのは、言葉としてもう流布して、そのほうが理解が早いということで普通に使われていますけれども、本当にこの神経発達症の方々が結構いらっしゃる。それには、このコミュニケーションボードとか支援カード。神経発達症、発達障害といっても、我々普通と思われている人たちも、どこかここかそういう何らかの発達のちょっと遅れとかがある可能性のあるというのが最近言われていますけれども、本当に全員が対象なので、とにかくきめ細やかに分かりやすい対応、どうしたら字が書けるとか書きやすいとか、選挙に行きやすいかというようなことも含めて、きめ細やかな対応をしていただけると、また、より投票率も上がったり関心も深まっていくかと思っています。

とにかくこのようなカード、コミュニケーションカードにより、病院や高齢者施設での投票はもとより一般家庭の有権者も投票してみようとする方が増えるということも期待しております。ぜひ、これらも実現する方向で検討を期待して、この質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏）　以上で、浅尾議員の質問を終わります。

この後の一般質問を保留し、昼食休憩に入りたいと思います。午後１時から会議を再開いたします。

休憩　午前１１時３８分

再開　午後　１時００分

◎議長（武田悌一氏）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

次に、５番折笠議員、登壇願います。

（５番折笠弘忠氏　登壇）

◎５番（折笠弘忠氏）　令和７年第３回定例会におきまして、通告に従いまして質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

私からは、市内を通る広域道路（道道・国道）の維持管理体制についてと、道に対して要請している改良点等についてお聞かせいただきたいと思います。

国道１２号から４５２号へ三笠市を東西に貫く主要道道の１１６号線をはじめ、道道岩見沢桂沢線、三笠栗山線等、重要観光ルート、また、物流ルートとしての交通量を確保するために、これら国道や市内を通る道道については、安全性利便性のよい道路への改良、対策が常に必要と考えます。

そこで、市民からよくいただくこととして、街路樹、また、雑草の維持管理についてがありますが、現状の維持管理についてお聞かせください。

また、４月の道道岩見沢桂沢線の通行止めの件で、その原因と修繕工事による対応の過

程と現在の状況についてお聞かせください。

２点目に、近々の交通量及び道道の１１６号線及び国道４５２号における交通事故の発生件数についてお聞かせください。

昨年の８月２４日に道道１３５号線美唄富良野線が開通いたしました。開通から１年がたち、三笠を通るルートの交通量にどれぐらいの影響があるのか調査が必要と考えますが、実施の詳細についてお聞かせください。

また、富良野に抜ける１１６号線及び国道４５２号においては、現在、インバウンド等、レンタカーによる交通量も増加傾向にあると思いますが、山間部を通る道路のため、カーブも多く、初めて走る不慣れな観光客による事故も増加していると思いますが、発生件数と救急隊の出動回数等、詳細についてお聞かせください。

３点目に、これら交通量の増加による市内道路のアクセスへの影響や危険箇所について新たな問題が発生していると考えますが、市民からの要請等を踏まえ、市が現在、対応、また、道に対して要請しているものがあればお聞かせください。

最後に、国道４５２号について、新たな広域周遊観光ルートの形成や物流の効率化、有事の際の避難路や迂回路の確保等、当市においても様々な効果が期待できるプロジェクトであり、開発局により全線開通に向けた事業が進められているところですが、建設に関わる進捗状況についてお聞かせください。

また、早期全面開通を願う芦別、旭川、東神楽、美瑛、富良野、三笠、美唄、夕張市による期成会が発足されておりますが、これら発足から現在に至るまでの動きについてお聞かせください。

以上、登壇での質問を終了いたします。御答弁のほどよろしくお願いをいたします。

◎議長（武田悌一氏）　それでは、広域道路についての答弁を願います。

建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏）　それでは、私のほうから、観光ルートの維持管理や改良点検についてという部分と、あと最後の質問の国道４５２号開通に向けた期成会の要望についてという２点の部分について答弁させていただきます。

まず、道道の維持管理につきましては、道路管理者である空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所で行っておりまして、草刈り・除草は年１回実施しております。見通しが悪い場所など、交通に支障を来す状況であれば、対応を依頼しているところでございます。また、街路樹の剪定につきましては、樹木ごとに樹形を考慮しまして、適宜実施しております。

あと、冬期間の除雪の出動基準につきましては、当市と同様に降雪量が１０センチを超えた場合に出動しており、排雪につきましては最低年１回実施し、積雪量や交差点の雪山など現地の状況を把握しながら、交通の安全確保、市民に影響が出ないよう取り組んでいるところでございます。

次に、本年度発生しました道道岩見沢桂沢線の通行止めについてでございますが、道道

に設置されております横断管ののみ口周辺に広範囲に水がたまり、路肩の決壊が懸念されたため、４月２８日から通行止めを行いまして、ポンプ排水による水抜き作業や土砂だまりの撤去、また、破損等の有無を確認し、５月２日に１６時に通行止めを解除したものでございます。

私どもといたしましては、ゴールデンウイーク期間中ということもあり、市内の観光施設などの利用者が増加する時期でもあったため、仮設の施設への誘導看板を増設するよう依頼しまして、また、コンビニ付近の交差点全域が通行止めとなっており、鉄道村方面へお越しになる方は一時停止した上でガードマンにその旨を伝えなければ通行できない状況となっていたため、通行止めのゲートの位置を変更し、車両がスムーズに流れるよう申出を行い、その後、対応をしていただいた次第でございます。ここの横断管の今後の改良という点につきましては、管径を大きくする工事を現在検討しているというふうに聞いております。

次に、国道４５２号の開通に向けた期成会の要望についてという点でございますが、国道４５２号開通に向けた要望につきましては、芦別市が事務局を務める「一般国道４５２号建設促進期成会」で活動しておりまして、当期成会は、国道４５２号沿線の４市２町を会員とするほか、２市の賛助会員を含めた計８市町によって構成されております。

今年度は、７月９日に道内要望といたしまして、北海道開発局、札幌開発建設部、旭川開発建設部、岩見沢道路事務所、滝川道路事務所を訪問し、要望活動を行ってございます。また、７月３１日には、財務省、国土交通省、観光庁、道内選出国会議員を訪問いたしまして、要望活動を行ってきたところございます。

要望内容といたしましては、国道４５２号が地域経済の活性化、観光振興、防災避難、救急搬送並びに物流輸送において重要な道路であるため、芦別市から美瑛町に至る未開通区間１２．９キロメートルの全線開通に向けた建設促進と、急カーブ、急勾配が連続する道道岩見沢三笠線の交差点から三芦トンネルまでの区間における線形改良を含む交通安全対策の推進を要望するというような内容になってございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏）　消防長。

◎消防長（田川善幸氏）　それでは、私のほうから、近々の交通量及び交通事故の発生状況、それと消防での道道の出動状況について答弁したいと思います。

まず、交通量につきましては、弥生藤枝町交差点への信号機設置要望の基礎資料とするため、毎年、生活安全センターにおきまして、道道岩見沢三笠線及び岩見沢桂沢線の交通量調査を藤枝町で実施しているところでございます。

調査日につきましては、８月１３日及び１４日の２日間、時間については午前９時から１１時の２時間、午後３時から５時までの２時間、計４時間として実施しております。

その結果、岩見沢三笠線は４，６０６台で前年比５３３台の増、岩見沢桂沢線については２，２９４台で前年比１７台の減となっております。

昨年の道道美唄富良野線の開通後におきましても、岩見沢三笠線の交通量が増加している状況でございます。

それと、交通事故の発生ということでは、消防の出動の件数でお伝えしたいと思いますけれども、令和７年１月から８月までの交通事故で出動した件数は全体で２７件ございまして、道道岩見沢三笠線については６件の出動となってございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏）　折笠議員。

◎５番（折笠弘忠氏）　御答弁ありがとうございます。

まず、道道岩桂線の通行止めの件で、今これから新たに復旧の工事を検討ということで、ちょうど２０２１年でしたか、美和町、同じ岩桂線の陥没事故があって、同じような形のいわゆる水がのみ込めないというような事象だったものですから、非常に危惧はしておりましたけれども、当初からすぐ陥没のおそれはないということで全面開通になったわけでございますけれども、やはりちょっと続いていますので、当然、行政のほうも、管理者は道なのですけれども、パトロールしていただく段階で注意していただいて、今後もほかの部分でもそういったことがもしあるやもしれませんので、ぜひともパトロールを強化していただきたいなというふうに思います。

それで、雑草の件なのですけれども、年に１回、道のほうでやっていただいているということでございまして、危険箇所という部分と併せた再質問になると思うのですけれども、実は先般、８月６日ですか、本郷町の２車線の中央分離帯の、あそこに植樹しているのですけれども、あの辺の植樹が伸びて、いわゆる視認性が悪いというような近隣からのお話がございまして、あそこはちょうど三笠中学校に行くところの交差点では、正直言って、いろいろ大きな事故もあったりということで、いろいろ市民の方々は割と植樹の丈が伸びて視認性が悪いのではないかというようなお話を受けまして、たまたま私、振興局の管理部の岩見沢所長とお会いさせていただいて、きちんとした要望ではないのですけれども、一応こういうことがありましたので２車線の中央分離帯の植樹というものが果たして必要なのかという部分、お話をさせていただいたのですよ。いろいろ中央分離帯には役割がございますので、逆に言うと、植樹によって夜の対向車線のヘッドライトの眩しさを解消したりというような理由があったり、あとは景観ですとかCO_2の問題ですとか、いろいろあるらしいのですけれども、例えば三笠の場合は冬も結構積もるものですから、その植樹によって、中央分離帯の除雪をしている業者にお聞きしますと、やはり非常にやりにくいというようなお話があったものですから、逆に言うと、そういった視認性も考えると、あそこの植樹を全部なくしてしまって塞ぐ形というのはどうなのかなということで一応そのときは所長さんにはお話をさせていただいて、ただ、これ、その中で要望という形は正式に取れませんので、今回こういう形で行政にもお話をさせていただいて、行政のほうもいろいろお考えがあると思いますので、そういったことがある程度精査されていけば、道道の改良という点で、できれば正式にまずは道議会のほうに要望書を出したいなというふう

に思っているところでございます。ほかにも危険箇所があるのですけれども、その辺について、どうでしょう。そういうようなことをこれからやっていきたいなと思うのですけれども、担当の所管からお話があれば、お話しください。

◎議長（武田悌一氏）　建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏）　中央分離帯につきましては、現在、街路という性質と、あと４車線から、先ほどいろいろとヘッドライトの部分だとか、あと、ほかにも車両がどこでもＵターンができてしまうだとか、対向車線との接触を避けるだとか、歩行者もどこからでも横断してしまうなどといったところで、交通安全上、区分けは必要かなというふうには考えております。

ただ、緑化や植栽がいいのかというところはちょっと別問題でございまして、草刈りなど管理が行き届かない中で、安全上問題があって事故等々が多発しているのであれば、その中央分離帯自体を別な形の方法に変えたほうがいいのかなというふうには思っております。この辺につきましては、当然、交通上と、あと歩行者の関係もございますので、メリット、デメリット様々あると思いますので、ここはしっかりと道路管理者側と直接相談をしてみたいというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏）　折笠議員。

◎５番（折笠弘忠氏）　ぜひ、検討してみていただきたいと思いますし、私のほうからも所長さんのほうにはお話ししていますので、すぐお話は分かるのかなと思います。

あと、ちょっと飛んで危険箇所という部分でいくと、実は今、観光客、インバウンド等の方も含めまして、新しくこの道路を走る方がやっぱり多くなってきていまして、ちょうどこの２車線が１車線に変わるファミリーマート前辺りから一気に１車線に変わるのですけれども、よく走り慣れている方はあの２車線からそんなにスピードを上げていかないのですけれども、やはり慣れていない方は非常にスピードを出して急にあそこで１車線に入っていくということが非常に多くて、今、近隣の企業の方だとか市民の方、非常に危ないなということで、いつかこれ、事故が起きるのではないかというふうに危惧しています。あそこは三笠高校生なんかも、ちょうど学校近くですから、よくいるケースが多いので、二次的な被害でそういった方にまた危険を及ぼす可能性もあるのかもしれませんので、その辺についても、ぜひとも道のほうに危険箇所として要望していただきたいなというふうに思っています。

それと、以前、弥生地区の先ほど藤枝町、ちょうど今、調査をしていただいているところ、本来、市のほうでも４灯式の信号機を要望していたのですけれども、交通量の関係もあったということで、今は手押しの信号にはなっていますけれども、やはりいまだに弥生、また、幾春別地域の方々の要望は変わらずあるのですね。そういった部分も含めて、今、交通量もまた増えてきているということで、前回、畠山議員が通告したときに、たしか１時間に３００台程度でしたか。この辺、今現状どういうふうになっているか調査していますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏）　生活安全センター長。

◎生活安全センター長（野﨑哲也氏）　昨年と本年、同じ日に交通量調査を実施しまして、それぞれ１時間当たり道道岩見沢三笠線も道道岩見沢桂沢線も１時間当たり３００台を超えることがございましたので、その辺も含めて、岩見沢警察署を通じまして、本年も信号機の設置要望ということで対応させていただいております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏）　折笠議員。

◎５番（折笠弘忠氏）　数字的にもそこら辺も超えている部分があるということなので、非常にもうかなり年数はたちますけれども、いまだにそういった要望がございますので、ぜひともその辺について警察のほうにもよろしくお伝えしていただきたいなというふうに思います。

それで、交通量について、先ほど答弁いただきまして増加しているということで、昨年、美富良線が開通になりまして、私も開通した翌日にすぐ道路を走らせていただきましたけれども、非常にきれいな道路でございまして、これは当然、美唄から芦別に向けて、美唄は美唄でこれからいろいろ開発をされて、美唄は美唄でそういったところが美唄の魅力につながればいいと思いますし、かといって三笠もそれに引っ張られて交通量が減るということになると、やっぱり三笠もちょっと観光的に痛いとなるのかなというふうに思いますので。それで、実際、今のところは逆に増えているという状況でございますけれども、今後、美唄もいろいろと東明公園辺りですとか、今、スキー場の辺りも開発をするような予定でいるような話も聞きますので、どんどん美唄もいろんな魅力を発信していくのかなというところで、今現在、例えばナビなんかもまだ美富良線が入っていないような車もあるみたいなので、今後そういったものも出てくると、やはり非常に向こうも走る車も増えてくるのかなということでございます。

そこで、今回、本当はやりたかったのですけれども、三笠の魅力を発信していくという部分でいくと、先ほど三笠のルートは山間でカーブも多いということで、非常にＳＮＳなんかにも割と危険なルートだよという書かれ方もしているのですけれども、今後、桂沢公園の整備、これ今、これからまた計画していくということで、この辺がやはり三笠のさらに魅力を発信してくことになろうかなというふうに思いますので、本当はこの件と一緒に整備の件もやりたかったのですけれども、今これから行政のほうも進めるということなので、ぜひとも、そういった部分、期待しておりますので、また、そういう素案ができれば、その辺についてはまた御質問させていただきたいと思います。

交通事故、この間、新聞にも出ていまして、前年の倍近い事故件数が上がっているということで、これもやはり三笠にとっては非常に危険な道路という評価を与えてしまうような形もあるのかな。ただ、新聞にも出ていましたけれども、やはり初めて通る方が多いということで、今後、行楽シーズン、また、冬場に向けて安全を呼びかけていくというような期待もありましたけれども、この辺、市長も昔から桂沢、４５２号線以降、この道路を

何とか真っすぐにしていきたいのだということで常日頃言っていたのですけれども、今のところ、安全策というか、そういったものを市で考えられるものは何かあるのでしょうか。ちょっとその辺、もしあればですけれども。

◎議長（武田悌一氏）　生活安全センター長。

◎生活安全センター長（野﨑哲也氏）　７月６日に発生しました桂沢での事故を踏まえまして、警察と、あと市と道路関係者と現場診断ということを実施してございます。その中で、やはり道路利用者への啓発ですとか、そういった部分が重要ということで、市としましても、桂沢の４５２号線の夕張と芦別の交差点付近から三芦トンネルの手前の部分、それぞれ上下線に交通安全の啓発看板というものを毎年設置して対応してございますので、今後も引き続き、関係機関と連携しながら対応してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

◎議長（武田悌一氏）　建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏）　ここの急カーブ、急勾配の件につきましては、４５２号の要望書の中にもはっきりと書かせていただいております。また、札幌開発建設部の部長が年に数回市長のところに来ておりますが、市長からも毎回ここの部分を言っていただいております。あと、札幌開発建設部のほうからも、要望した際には少し事故率の部分を研究してみたいということを言われて、その矢先に、北海道新聞の９月５日ですか、事故がもう倍になっているという記事が出ていましたので、この辺、やはり改めて札幌開発建設部サイドにもお伝えしてまいりたいというふうには考えております。

◎議長（武田悌一氏）　折笠議員。

◎５番（折笠弘忠氏）　今、あそこの覆道のところの舗装も新しくきれいになったりとか、やはりあそこの交通量を考えていろいろ整備はしてくれているのだなというような思いでおりますけれども、二輪のバイクの事故も多いという話ですし、それだけ魅力ある道路なのだろうなという気はするのですけれども、ただ、やはりそこに事故がついて回ると、新しく今、美唄富良野線のルートができましたので、どうしてもそっちに行くということも考えられますので、ある程度、今の段階では、急に道路を真っすぐにするというわけにはいきませんでしょうけれども、ほかの部分でいい部分がたくさんあるということで、ぜひとも市としても宣伝していっていただきたいなと思います。また、できる限りの安全対策をしていっていただければなというふうに思います。

ちょっとｉＰａｄを使っていて、初めてやるものですから、どこまでしゃべっていたか分からなくなってしまったのですけれども、だからといってｉＰａｄが悪いということではございませんので、今後も推進していきたいというふうに思っていますけれども。

それで、４５２号、こちらについては、今回いろいろ勉強させていただく中で期成会のプロモーションビデオも見させていただいて、本当にそれぞれの地域にとって非常に、このプロジェクトが早期完結すること、非常にそれぞれの地域のためになるのかなというふうに思っています。「もっと早く、もっと遠くに。つながれ！」というような、そんな

キャッチフレーズでプロモーションビデオを作っておりますけれども、いずれにしても、道路ができましても、それぞれ地域の知恵を振り絞って、地域の魅力を今後とも発信していかなければならないのかなというふうに思っています。再三、先ほども言いましたけれども、桂沢の公園整備、なかなか規模的にも難しいお話も聞いていますし、せんだって、ちょっとたまに行ってみると水が大分減っていて、これは桂沢湖だったのかなというようなぐらいの景観になっていたり、やはり今まで私が育った桂沢湖の景観とは今かなり違いますので、これからどういった形に生まれ変わるのかという部分でいくと非常に私も楽しみにはしておりますけれども、限界もあるのかなと思いながらも、ちょっと半々な気分ではおりますけれども、いずれにしても、ダムも新しくなって、三笠市、あそこにはジオのいろんなこともできますので、そういった部分では観光地としての桂沢は変わらないのかなというふうには思いますので、ぜひとも整備の素案を何とか出していただいて、我々もそれに対していろんな知恵ができるよう期待をしております。

そういうことで、今回につきましては、そんなお願いも含めまして、本来でありますと道道、国道のことでございますから管理者である道なりに直接お話ししたいところではございますけれども、なかなかそういうわけにもいきませんので、今日はこの市行政について、どのようなお考えなのかということを聞かせていただきながら質問させていただきました。今後とも、市内の道道、国道が安全、そして安心、市民、また、こちらに来られる観光客であるとか、そういったお客様にとっても非常に大事な道路、きれいな道路になることを御期待申し上げまして、私の通告に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏）　以上で、折笠議員の質問を終わります。

最後に、８番谷内議員、登壇願います。

（８番谷内純哉氏　登壇）

◎８番（谷内純哉氏）　令和７年第３回定例会に当たりまして、通告順に従い質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

今年の夏も猛暑が続いた夏でした。まだまだ暑い日が続きそうです。市長をはじめ行政の方々、そして全議員共々、体調には十分気をつけていきましょう。心のケアも大事です。

そんな中、今年の目玉であったドラマ「三笠のキングと、あと数人」、三笠市にとっては、全道、さらには全国にと宣伝になったドラマでした。改めて多くの関係者、エキストラと担当所管の方、本当にお疲れさまでした。そしてまた、御苦労さまでございました。また、北海盆おどりについても過去最大の動員数とのこと、議員としても１５日に盆おどりを踊らせていただきました。三笠のキングの３名、また、道議等の関係者も一緒に踊らせていただき、観客も大変盛り上がったことを肌で感じたところでございました。三笠市民も、こんな盛り上がった光景を誇りに思ったことでしょう。重ねて運営に関わった方々に感謝申し上げます。

さて、このたびの質問になります。

建物は、新しく建ったその時点から老朽化が進みます。ただ、そんなことを考えていたら、何もできません。しかし、建物、物を大事にし大切にしていくことは、できることだと思うのです。そこで、市民が憩いの場として利用し、コミュニケーションを取る場所として利用される、各地域にある市民センター、多目的センターについて質問をさせていただきます。

最初に、施設の利用状況についてであります。多くの市民の皆様に利用されて大変喜ばれているコミュニティサポート事業であります。また、熱中症対策のため、臨時開放のほか、施設の利用状況についてお聞かせください。

次に、市民センターの管理運営についてであります。センター内の清掃、外の草刈り、また、冬の除雪など、業務については多忙と考えられます。改めて管理人としての業務についてと委託料についてお聞かせください。

以上で、登壇での質問を終わらせていただきます。答弁のほどよろしくお願いいたします。

◎議長（武田悌一氏）　それでは、市民センターについて答弁願います。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏）　それでは、私のほうから、市民センターについてということで、コミュニティサポート事業、それから熱中症関係の施設の利用状況、また、市民センターの使用状況等につきまして答弁させていただければと思います。

まず、地区市民センターの利用状況ですけれども、令和６年度になりますが、市民センター別に、岡山が１４２件、三笠が１１１件、山の手が２００件、美園が１０４件、幌内が９１件、唐松が６８件、それから弥生が８４件、幾春別が９８件、合計で８９８件の利用がございました。

延べ利用人数につきましては、２万３，７７０人という利用となってございます。

それから、地域交流を目的としました「コミュニティサポート事業」でございます。

平成２７年度から実施させていただいてございまして、各地区市民センターのホール、第１集会室と第２集会室を主に利用してございます。毎週１回、午前１０時から午後３時まで無料開放としているところでございます。

参加者は、ラージボールの卓球であるとか、卓上ゲーム、マージャンですとかラミーキューブというようなものですとか、手話、それから雑談など、それぞれの活動を楽しんでいただいていると。もってコミュニティーの醸成や交流の場として活用いただいているというところでございます。

今年度の参加状況につきましては、直近１９週の間に述べ４，２３４人が参加しておりまして、１回当たりの平均人数につきましては２３．１人と、約２３人の方が市民センターに来ていただいているのかなと思ってございます。

それから、熱中症対策で、今年、猛暑となったという、壇上でもありましたけれども、臨時開放を行わせていただいてございます。令和５年度から始めさせていただいています

が、暑さ指数を一定程度決めさせていただいて、それが予想されたときには市民の安全確保を目的としまして開放させていただいているというところでございます。

本年度は特に７月下旬に６日間ほど臨時開放を行い、述べ１５９人の市民の方々に利用いただいたところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏）　谷内議員。

◎８番（谷内純哉氏）　このコミュニティサポート事業については、大変いいことだと思っています。多くの市民の皆さんに利用されて、それぞれの市民の皆さんが多岐にわたる趣味を持って仲よくされていると思いますが、そこで私が危惧するのは、高齢の方が多いのでしょうか。あまりこのようなことを言ったらあれですけれども、仲よくやっているのかなというところもあるのですけれども。例えばマージャンで、５人いて４人をどのように回すのかという、そういうことも中には考えられるのかなと。

そこで、多くの人が集まって、限られた会場でありますし、それぞれ人とのコミュニケーションなどで特に問題点だとか、そのようなことはありますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏）　総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏）　個人間の交流が中心となる場であるため、議員がおっしゃったとおり、マージャンをするのにちょっと人数が合わなかったり、マージャンに似ているゲーム、ラミーキューブもそうなのですけれども、人数の関係で多少の意思のそごというか、そういうことが生じることもあるようですけれども、重大なトラブルかというと、組合せの関係ですので事業の継続が困難になるような事象はなく、利用者からも苦情ということではございません。再三あれですけれども、重大なトラブルや問題は特にないと認識しているところです。利用者同士は、おおむね仲よく活動を楽しんでおられるというふうに判断しているところでございます。

◎議長（武田悌一氏）　谷内議員。

◎８番（谷内純哉氏）　せっかくのこの事業、多くの市民が集まっている中で、ちょっとしたトラブルで楽しい時間を損なうようなことがあってはいけないというふうに考えております。

そこで、それぞれ人同士ですからいろいろなことがあると思いますが、管理者側として、行政として、監視体制だとかを管理人に委ねているのか、また、担当所管として現場についているのか、その辺をお聞かせください。

◎議長（武田悌一氏）　総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏）　行政で管理しているかという部分だと思います。

コミュニティサポート事業の開催の都度、毎回、職員が活動を支援するために体操用の機材と、それから水分提供のための準備をし、終了後には撤収作業や原状回復の確認を行いに職員が行っているところでございます。また、この事業につきましては、憩いの場、それから見守りの場としても機能しているということで、利用者などの異変を発見した場

合には、職員が速やかに通報や相談を受け付ける体制を取っているところでございます。

それで、管理人に依頼している部分につきましては、利用者の異変などが起きたときにふれあい健康センターに連絡をいただく、そのことを依頼してございます。

また、毎月１回、健康相談日を設けてございます。参加者に対しましましては、血圧測定や健康に関する相談対応を、移動市役所を導入してから職員が移動市役所に同乗していますので、職員二、三名が対応しまして、必要に応じオンラインで各種相談や行政手続、苦情などを受け付けておりまして、これらも含めて今後とも利用者が安心して利用いただける環境づくりに心がけていきたいと考えております。

◎議長（武田悌一氏）　谷内議員、すみません。一番最初の総務福祉部長の答弁、谷内議員が市民センターの管理運営、管理人の業務と委託料の関係も答弁という話がたしか総務部長からされていないかなと思うのですけれども、それはまだ後ででよろしいですか。

◎８番（谷内純哉氏）　後で。

◎議長（武田悌一氏）　後でいいですね。

◎８番（谷内純哉氏）　はい。ありがとうございます。

◎議長（武田悌一氏）　そうしたら、谷内議員、引き続きよろしくお願いします。

◎８番（谷内純哉氏）　今、コミュニティサポート事業等のことだけで１回締めさせていただきたいと思います。

１つ確認したいのですけれども、年齢の制限はあるのですか。

◎議長（武田悌一氏）　総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏）　コミュニティサポート事業ですので、市民であれば誰もが参加して、憩いの場であったり、見守りの場として機能させていきたいと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏）　谷内議員。

◎８番（谷内純哉氏）　そういう意味では、例えば地域の学生が勉強する場にしたりとか、そういうのも可能だということですね。これは答弁は要らないです。そういった年齢を幅広く使っていただいて、当然エアコンもついているのでしょうから、今回のそれとは別として楽しい場所になっていただきたいなと思っております。そのようなことを願って、１回目を終わらせていただきますので、次の質問の。

◎議長（武田悌一氏）　それでは、総務福祉部長、先ほどの答弁をよろしくお願いします。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏）　市民センターの管理人の業務と委託について答弁させていただきたいと思います。

管理人の業務内容につきましては、１つ目に使用申込みの受付処理と、それから２つ目に使用料の受領及び納入と。それから、３つ目に施設の管理、これにつきましては使用者への使用上の管理でありますとか、清掃、草刈り、除雪などでございます。

それから、移動図書の受渡しということで、これは移動市役所で現在、移動図書館とい

うことでいっぱい図書は積んではいませんが、そのときに返す場所が市民センターということで執り行わせていただいていますので、その移動図書の戻しのときの業務でございます。最後が、事務整理ということになってございます。また、市民センターにつきましては、利用する日は当然開館するものとしてございます。管理人は、利用日でない日や、草刈り、除雪などの用務で出勤しない日については、自宅で待機というふうになってございます。

委託料の積算方法につきましては、管理人の人件費、それから電気・水道・灯油料金、小破修繕、諸経費、これを積算してございます。いずれも前年度の実績等を考慮して積算しているところでございます。

管理人の人件費につきましては、各センターの利用状況により違いがございます。基本額の金額を設定させていただいた上で、利用状況を考慮しまして積算しているところでございます。したがいまして、利用状況に応じて年度ごとに異なりますので、前３年度の利用状況を平均した中で積算してございます。そのため、令和２年度から４年度にかけましてはコロナ禍がございまして、著しく利用がされていない状況がございました。その時期につきましては、前３年度の平均値を活用しないで、コロナ禍の影響がないその前の数値を使用して積算してございました。そこで、コロナ禍の影響がなくなった現在につきましては、従前の計算方法に変更して算定しているものでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏）　谷内議員。

◎８番（谷内純哉氏）　管理人の方の業務ということで、センターを利用しない場合は、管理人は自宅待機をしていたりすると思います。また、一番僕が心配しているのは、葬儀で市民センターを使うときの管理人の方が、待機していつそういう電話が来るかということで、１泊２日の旅行もなかなかしづらいようなこともお聞きしております。何か休んだ気がしないということも聞いております。また、今言っていた草刈り、１人であれだけの、センターのそれぞれ場所にもよりますが、結構広い草刈りの場所のあるセンターもあります。また、冬には除雪作業も、市の道路はやってもらえるのでしょうけれども、その辺も大変御苦労をかけているのかなと思います。改めて、人件費の内訳についてはどうなっているのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏）　総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏）　すみません、先ほど内訳まで御説明しなかったのですけれども、月額としまして管理人手当が６万円、それから待機手当というものを設けまして１万円、これら合わせたものを基本額としてございます。

先ほどちょっと申し上げましたが、市民センターの利用日数に応じた加算額というものを設定しまして、それに加算して月額の人件費という形を取らせていただいてございます。今回、コロナ禍があって、また戻したということで、各地区のセンター運営委員会というものがございます。この運営委員会に諮って了承を得て変更させていただいているところ

でございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏）　谷内議員。

◎８番（谷内純哉氏）　今出た各地区の運営委員会について、改めて聞きたいと思います。どのような方で構成されているのか、また、そういった決定したことをそれぞれ関係者や管理人にお伝えし、理解されているのでしょうか。その辺、詳しくお願いします。

◎議長（武田悌一氏）　総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏）　運営委員会の構成員ということで、主に各地区の連合町内会の会長が担っています。開催日によっては事情があって欠席なさる方もおりますが、代理出席または欠席した場合につきましては、後日、書面を市民生活課のほうで配付しているところでございます。決定事項につきましては、各地区の運営委員会により、関係者や管理人も含めた中で直接お話しするケースが多いのではないかなと考えているところでございます。

管理人の選考につきましては、地区が人選してございます。関係性も良好であるのかなということで認識していますが、もし情報が不十分なところがあれば、運営委員会で管理人への周知についてしっかりとお願いしたいというようなことをお伝えしたいと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏）　谷内議員。

◎８番（谷内純哉氏）　連合町内会ということですから、各地区の単町の、それのまとまった連合町内会と。これは今、言いましたように、年１回ないし２回やっていると思いますが、一堂に会して集まることは、欠席したり代理人が出たりという、そういうことだということで今認識しましたけれども、それぞれ現場の人間として、こういうことがあったよ、ああいうことがあったよ、もっとこういうふうにしましょうということが意思疎通して、現場の人間がすごく大事だと思うのです。連合町内会の会長さんは、運営がちゃんとなされていれば、特別なことがなければそれでいいという考え方なのでしょうけれども。そこで、しっかりと管理人に理解していただきたいと思うところでございますけれども、その中で運営委員会から行政にというか、そこで処理してしまうのでしょうかね。行政に要望だとか苦情などは特にないでしょうかね。

◎議長（武田悌一氏）　総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏）　運営委員会というより管理人から、利用者からの苦情というかそういうものが、市民センターの管理についてということで数件ございます。主に多いのは、清掃に関することがあるところでございます。そのような要望があったときには、その都度、市民年金係の職員が現場に行ってまずきちっと確認をしまして、管理人と協議し、改善できることは速やかに改善するよう努めております。

また、そこの市民センターだけではなくて、たくさん市民センターがございますので、

他の市民センターにも、こういうことがあったので同じように対処していただきたいということを行っているところで、こちらにつきましても引き続き適切に維持管理していきたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏）　谷内議員。

◎８番（谷内純哉氏）　今、話も出ましたけれども、やはり大切にきれいに使ってほしいということがあります。使う方も最初と最後はきっと掃除をされていると思いますが、管理人の方はそれに併せてさらにトイレの掃除だとか何かもされていると思います。

そこで、今の料金を聞くと、もうちょっと何とかならないのかという気持ちがあります。近年、いわゆる担い手不足問題とか、働いてくれる人がいればいいのですけれども、そんなのでは働けないなという人だとか、そういうことがあっては本当にいけないことだと思います。そこで、ちょっとまた別なことで、あと熱中症対策の事業などのこともあります。それを含めまして今後の管理人の人件費についての考え方、もし考えがあればお聞かせください。

◎議長（武田悌一氏）　総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏）　先ほどもちょっと申し上げて、重複する部分があるかと思いますが、まず各地区市民センターの管理人につきましては地区ごとの運営委員会で雇用している形でございます。その補助金は、市で各地区市民センターの補助金として支出していると。先ほど申し上げた基準により、委託経費としているものでございます。基本額と過去の利用実績に基づいて、加算額をもって算出しております。

具体的地区を申し上げられませんが、本年度、協働ルームにおいても、昨今の高齢化や担い手不足がある部分、それらの要望がございました。そのような要望も踏まえまして、他の委託職種等の単価のバランスなどを総合的に考えた上で、各市民センターの運営委員会と引き続き協議し研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏）　谷内議員。

◎８番（谷内純哉氏）　いずれにしても、人が集まる大切な場所ですし、憩いの場です。きれいに使っていただきたいと思いますし、苦情だとか、そんなものがないように運営してほしいと思いますし、管理人の方、僕は決して高いものではないなとは思いますが、労働の意欲を損なわないように御配慮いただきたいと思います。

最後に、そういうことで三笠に住んでいてよかったというまちになってほしいことと、あと一言だけ。三笠のキングで最初に言いましたので、ちょっと本当の三笠のキングのことで１つ。先日、西城市長です、はっきり言います。三笠の市民のために、先人のために、ある場所で手を合わせる姿を見て、すてきだなと、本当に頑張っているのだなと、みんなの思いがそこにあるのかなと思って、すてきな姿を見た次第です。ありがとうございます。

◎議長（武田悌一氏）　いいですね。

◎８番（谷内純哉氏）　はい。

◎議長（武田悌一氏）　以上で、谷内議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のあった質問は終了しました。

◎日程第２　議案第５０号から議案第５７号までについて（総合常任委員会付託）

◎議長（武田悌一氏）　日程の２　議案第５０号から議案第５７号までについてを一括議題とします。

前回の議事を継続し、一括して質疑を受けます。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏）　質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第５０号から議案第５７号までについては、総合常任委員会に付託いたします。

◎日程第３　認定第１号から認定第７号までについて（特別委員会付託）

◎議長（武田悌一氏）　日程の３　認定第１号から認定第７号までについてを一括議題とします。

前回の議事を継続し、一括して質疑を受けます。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏）　質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第１号から認定第７号までについては、９人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏）　御異議なしと認めます。

認定第１号から認定第７号までについては、９人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条の規定により、配付した一覧表のとおり９人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏）　御異議なしと認めます。

ただいま指名しました９人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎休　会　の　議　決

◎議長（武田悌一氏）　休会についてお諮りします。

議事の都合により、９月１２日から９月１８日までの７日間、休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏）　御異議なしと認めます。

９月１２日から９月１８日までの７日間を休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散　会　宣　告

◎議長（武田悌一氏）　本日は、これをもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会　午後　２時０２分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署 名 議 員

署 名 議 員